

**公益財団法人大原記念労働科学研究所**  
**寄附金等取扱規程**

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人大原記念労働科学研究所（以下「この法人」という。）の定款第5条第5項の規定に基づき、この法人が受け入れる寄附金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(寄附金等の種類)

第2条 この法人が受け入れる寄附金等の種類は、次の各号に定めるところによる。

(1) 一般寄附金 寄附者が使途を特定せずに寄附した寄附金

(2) 特定寄附金 使途があらかじめ特定された次に掲げる2種類の寄附金

イ 使途特定寄附金 寄附者が寄附の申込みに当たり、あらかじめ使途を特定するもの

ロ 募集特定寄附金 この法人が、募集に当たりあらかじめ使途を特定するもので、募集金額、募集期間、募集対象、募集理由、資金使途及びその他必要な事項を説明した書面をもって募集するもの

2 この規程における寄附金には、金銭のほか金銭以外の財産権を含むものとする。

(一般寄附金の募集)

第3条 この法人は常時一般寄附金を募ることができる。

2 一般寄附金は、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用することとして募集しなければならない。

(特定寄附金)

第4条 この法人は、個人又は団体より特定寄附金を受領することができる。

2 前項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されているときは、その受領につき理事会の承認を求めなければならない。

3 第1項の寄附金について寄附者から資金使途及び寄附金の管理運用方法について条件が付されていない場合、寄附金総額の50%以上を定款第4条の公益目的事業に使用しなければならない。

4 寄附金が下記各号に該当する場合若しくはそのおそれがある場合には、当該寄附金を辞退しなければならない。

(1) 国、地方公共団体、公益法人及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に規定する者以外の個人又は団体はその寄附により、特別の利益を受ける場合

(2) 寄附者がその寄附をしたことにより、税の不当な軽減をきたす結果となる場合

(3) 寄附金の受け入れに起因して、この法人が著しく資金負担が生ずる場合

(4) 前3号に掲げる場合のほか、この法人の業務の遂行上支障があると認められるもの及びこの法人が受け入れるには社会通念上不相当と認められる場合

(情報公開)

第5条 この法人が受領する寄附金については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第22条第5項各号に定める事項について、事務所への備置き及び閲覧等の措置を講じるものとする。

(個人情報保護)

第6条 寄附者に関する個人情報については、別に定める個人情報保護ポリシーに基づき、細心の注意を払って情報管理に務めるものとする。

(その他)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が別に定めるものとする。

(改 廃)

第8条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1. この規程は、公益財団法人労働科学研究所の設立の登記の日から施行する。
2. 平成27年9月7日改定